平成20年度 法務省事後評価実施結果報告書 (要旨)

平成21年8月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	平成20年度事後評価実施結果報告書
(1)一般事業
	社会経済情勢に即応した基本法制の整備・・・・・・・・・・ 5
	法教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	法務に関する調査研究
	再犯防止に関する総合的研究・・・・・・・・・・ 7
	犯罪被害に関する総合的研究・・・・・・・・・・・ 8
	検察権行使を支える事務の適正な運営・・・・・・・・・・・ 9
	矯正施設における適正な処遇の実施・・・・・・・・・・ 10
	保護観察対象者等の改善更生・・・・・・・・・・・・・ 11
	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた
	公共の安全の確保を図るための業務の実施・・・・・ 12
	人権の擁護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理・・・・・・・ 14
	出入国の公正な管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
	法務行政における国際協力の推進・・・・・・・・・・・ 16
(2)成果重視事業
	裁判員制度の啓発推進
	裁判員制度啓発推進事業・・・・・・・・・・・・・ 18
	登記事務の適正円滑な処理
	登記情報システム再構築事業・・・・・・・・・・・ 19
	地図管理業務・システムの最適化事業・・・・・・・・・ 20
	出入国の公正な管理
	出入国管理業務の業務・システムの最適化・・・・・・・・ 21

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

- 1 基本法制の維持及び整備(事後チェック型社会への転換,社会経済構造の変革に即応した基本法制の維持及び整備を行う。)
 - (1) 社会経済情勢に即応した基本法制の整備(情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制を整備することにより、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するよう刑事基本法制を整備することにより、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。)
- 2 司法制度改革の推進(社会の複雑・多様化,国際化等がより一層進展する中で,明確なルールと 自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り,自由かつ公正な社会を実現し ていくために,その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し,司法の機能を充実強化する。)
 - (1) 総合法律支援の充実強化(裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。)
 - (2) 裁判員制度の啓発推進(国民に対し、裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続、事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し、裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て、裁判員裁判への主体的参加を促す。)
 - (3) 法曹養成制度の充実(高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。)
 - (4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化(国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択 することができるようにするため、裁判外の紛争解決手段について、その拡充・活性化を図る。)
 - (5) 法教育の推進(法や司法を身近なものとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに、裁判員制度を始めとす

る司法の国民的基盤確立の条件を整備するため、法教育の推進を図る。)

- 3 法務に関する調査研究(内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等 に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)
 - (1) **法務に関する調査研究**(内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)
- Ⅱ 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持(犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。)
 - 4 検察権の適正迅速な行使(国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人 及び公共の福祉を図る。)
 - (1) **適正迅速な検察権の行使**(刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い,裁判所に 法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)
 - (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営(検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)
 - 5 **矯正処遇の適正な実施**(被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及 び円滑な社会復帰を図る。)
 - (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**(研修,訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに,各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。)
 - (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施(被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)
 - (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進(過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し、かつ、矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし、増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。)
 - 6 **更生保護活動の適切な実施**(犯罪や非行等をした者の社会内における改善更生を図るとともに、 犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)
 - (1) **保護観察対象者等の改善更生**(更生保護活動を通じて,保護観察対象者等の改善更生を図る。)
 - (2) 犯罪予防活動の促進(犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)
 - (3) 医療観察対象者の社会復帰(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、円滑に社会復帰をすることができるようにする。)

- 7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施(破壊的 団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調 査,処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。)
 - (1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施(破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。)
- 8 団体の規制処分の適正な審査・決定(公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。)
 - (1) **団体の規制処分の適正な審査・決定**(破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。)

Ⅲ 国民の権利擁護

- 9 **国民の財産や身分関係の保護**(経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。)
 - (1) 登記事務の適正円滑な処理(登記事務におけるシステムの見直し等により,事務処理の効率化,システム関係経費の削減を図るとともに,国民の利便性を向上させる。)
 - (2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**(国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これ を適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図 る。)
 - (3) **債権管理回収業の審査監督**(債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理 回収行為等の適正を図る。)
- 10 人権の擁護(国民の人権の擁護を積極的に行う。)
 - (1) 人権の擁護(人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。)

Ⅳ 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理

- 11 **国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理**(国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。)
 - (1) **国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理**(国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。)

V 出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理(不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに,出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。)

(1) 出入国の公正な管理(不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。)

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 13 法務行政における国際化対応・国際協力(外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際 化や諸外国への協力に適切に対応する。)
 - (1) 法務行政の国際化への対応(国際化する法務行政の円滑な運営を図る。)
 - (2) 法務行政における国際協力の推進(法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。)

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営(説明責任の履行,透明性の確保,人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。)
 - (1) 法務行政に対する理解の促進(法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。)
 - (2) 施設の整備(司法制度改革の推進,治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により,十分な 行政機能を果たすためには面積が不足している施設や,長期間の使用により老朽化した施設の 整備を行う。)
 - (3) 法務行政の情報化 (国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化 を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業 務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。)
 - (4) 職員の多様性及び能力の確保(社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を 確保し、能力の開発・向上を図る。)

評価実施時期:平成22年度(平成21年度は中間報告)担当部局名:大臣官房秘書課,民事局,刑事局

(a)	干成22平度(干成21平度)		叩问 1 . 八巴日//2	
施策名	社会経済情勢に即応した	基本法制の整備		政策体系上の位置付け
			(評価書5頁)	I - 1 - (1)
施策の概要				明確なルールと自己責
	任の原則に貫かれた事後			
	とともに、国民に分かり	やすい司法を実	見するために,法	令を埋解しやすいもの
	とする。		· /	40 A 37 fre Lb.
	平成20年度予算額:150頁			総合評価方式
	1 平成20年度末日時点	において成立・ク	公布した法律	
果の概要	1			
				を全面的に見直し, 共
	済契約をその適用の	対象に含めるこ。	ととするほか,保	:険契約締結に際しての
	告知,保険給付の履	行期等に関する値	保険契約者の保護	に資するための規定を
	整備し、傷害疾病保	:険に関する規定	を新設するなど、	保険契約に関する法制
	を現代の社会経済情	勢に適合したもの	のとすることを目	的としたもの)
	【刑事関係】			
	・ 平成20年度におい	て、標記施策に	関して,成立・公	布された法律はない。
	2. 既に国会に提出した	法案のうち、平月	成20年度末日時点	において成立・公布に
	至っていないもの			
	【民事関係】			
	* 該当事項なし			
	【刑事関係】			
	- / · · · · · · · · · -	こと は は かま は は は は は は は は は は は は は は は は	盟加理の喜 <u>度</u> 化に	対処するための刑法等
	の一部を改正する法			
	0 即在改正,公伍	作来 (十八八十)	10万吨山,十成21	十 7 月 焼 采 /
	┃ 3. 評価結果			
	3. 計圖帖末 (評価期間未了)			
	(評価期间本」)			
	15 =1 -1 - 51 -55 = 1/ 55		+5	
関係する施政		年月日		事項 (抜粋) - # 1 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
	規則改革推進のための	平成19年6月22日 		の基本法制の整備等
閣の重要政策	3か年計画		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	事の基本法制の整備
(主なもの)			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	構造の変革と事後監視
			型社会への	転換に対応し、国民や
				•
				活動にかかわる民事・
				•
			刑事の基本	活動にかかわる民事・
			刑事の基本 見直す。ま	活動にかかわる民事・ 法について,抜本的に
			刑事の基本 見直す。ま においても	活動にかかわる民事・ 法について,抜本的に た,その用語・表記法

評価実施時期:		担当部局名:司法法制部
施策名	法教育の推進	政策体系上の位置付け (評価書12頁) I - 2 - (5)
施策の概要	法や司法を身近なもの	のとし、自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やル
	ールにのっとった紛争の	の適正な解決を図る力を身につけるとともに,裁判員制度
		民的基盤確立の条件整備のため、法教育の推進を図る。
	平成20年度予算額:17	百万円 評価方式 実績評価方式
	┃【評価結果の概要】 ┃〔達成目標1〕	
概要と達成	法教育の推進を実効性	性あるものとするためには、法教育の在り方や教材の内容
すべき目標等		国に普及・発展させる必要がある。 ずしもその取組が進んでいなかった私法分野教育及び小学
	, ,	9 しもその取組が進んでいなかった私伝分野教育及び小子 について検討を行うため、法教育推進協議会内に2つの部
	会を設け,教育関係者,	法律専門家及び有識者の意見を集結してそれぞれの基本
		討した。部会での検討結果を受け、同協議会において、私 計な取りましたなりによったがあり、したは教育にの
		討を取りまとめたとともに小学生を対象とした法教育につ まとめを行う予定であり、これらの検討の進捗状況から、
	効率性,有効性が認め	
	[達成目標2] 注数套の研究の豚中/	 はまだ浅く,法教育の意義に対する国民の十分な理解を得
	るための広報活動を行	
	そこで,説明会,講	演会によるいわゆる草の根広報を行うとともに話題性に富
		した。特に,シンポジウムについては,参加者の満足度が だけでなく,新聞でも特集が組まれ,広範囲の周知に繋が
	ったことから, 効率性,	
		策への反映の方向性等) 引き続き,法教育推進協議会を通じた法教育の発展に努め
		から続き、仏教育推進協議芸を通じた仏教育の先展に劣め 全省的に推進するため立ち上げたプロジェクトチームを通
	じて,より一層効率的,	効果的な法教育の推進に取り組んでいくこととする。
	【達成すべき目標、測算	定指標,目標期間,測定結果等】
	達成目標 1	
	法教育推進協議会を実施し	し,法教育の推進を図る。
		協議会 目標値等 部会の検討 測定結果 私法分野については,
	の実施状況	結果の取り 検討結果を取りまと めた。小学校教材に
		ついては、近日中に
		取りまとめる予定。
	達成目標 2	
	法教育についての広報活動	
	指標1 説明会・シ	
	力ム等の実施指標 2説明会・シ	
	指標 2 説明会・シ ウム等の参加	
	指標3 シンポジウ	
	する満足度	
関係する施政	施政方針演説等	年月日 記載事項(抜粋)
方針演説等内	司法制度改革推進計画	・
閣の重要政策		めの方策を検討し、所要の措置を講ず
(主なもの)		る。

	十成20千及以京計画音安日
評価実施時期:	平成21年8月 担当部局名:法務総合研究所
施 策 名	法務に関する調査研究(再犯防止に関する総合的研究) 政策体系上の位置付け
	(評価書23頁) I − 3 − (1)
施策の概要	再犯の傾向及び再犯者等の実態について調査・分析を行い、再犯防止を考える
	上で留意すべき課題を検討するなどして、法務省関係部局において、再犯防止策
7 Mr M	等の諸施策を検討する上で活用できる基礎資料を提供する。
中 昇 観	平成19年度予算額:4百万円 評価方式 事業評価方式
政等証価の結	平成20年度予算額:6百万円
	務所出所者等の再犯防止」が掲げられていることから、再犯防止策として盛り込
本 07 19. 夏	まれた10の施策に活用できる基礎資料を提供することを目標とした。
	評価に当たっては、まず、本研究が再犯防止策を講ずる全般的な必要性・重要
	性を十分に示しているかという観点から、本研究の成果を評価した。次いで、我
	が国における再犯のリスク要因及び抑止要因等を分析し、上記10施策の検討に活
	用できる基礎資料となっているかという観点から,本研究の成果を評価した。さ
	らに,これらの施策を講ずる上で参考となるものとして,諸外国における再犯防
	止策の実施状況の研究が十分に行われているかという観点からも,本研究の成果
	を評価した。
	その結果、本研究により、再犯防止策を講ずることの重要性が実証的に示され
	るとともに、我が国における再犯の状況及び再犯の要因分析に基づいて、いかな
	る原因に着目し、いかなる対象者を重点的対象とするべきかを検討する資料が得
	られていること、また、上記10施策の実施に参考となる諸外国における類似制度
	の実施状況も研究されていることから、本研究は、上記目標をほぼ達成したもの
	と評価した。
	また、本研究では、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会が研究評価
	┃のために設定した「研究評価検討委員会における評価基準」(以下「評価基準」 ┃という。)第4に掲げる各評価項目の合計点について,相当程度以上に効果があ
	こいり。) 第4に拘りる台計価項目の占訂点について、相当程度以上に効未がめ った(90点満点中63点以上)との評価を得ることを目標とした。研究評価検討委
	員会において評価基準に基づき本研究を評価したところ、本研究は必要性、効率
	性,有効性の観点からいずれも高く評価され,評点の合計点は90点であったこと
	から、本研究は上記目標を達成したものと評価した。
	これらを踏まえ、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」
	研究であると認められ、法務省関係部局において、より効果的な再犯防止策等の
	諸施策を検討する上で活用できる基礎資料を提供するとの目的を達成したものと
	評価した。
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
関係する施政	
方針演説等内	
	現のための行動計画20 日 (犯罪対策閣 08」 僚会議決定)
(主なもの)	[08] [[[] [] [] [] [] [] [] [] [

評価実施時期:平成21年8月 担当部局名:法務総合研究所 名 法務に関する調査研究(犯罪被害に関する総合的研究) |政策体系上の位置付け (評価書36頁) I - 3 - (1)第1回調査, 第2回調査に引き続き, 第3回犯罪被害実態(暗数)調査を実施 施策の概要 し、犯罪被害実態等の経年比較及び国際比較を行うことによって、我が国の犯罪 発生状況の実態を明らかにする基礎資料を提供する。 評 価 方 式 額 平成19年度予算額:25百万円 事業評価方式 平成20年度予算額:2百万円 政策評価の結 本調査研究は、国連が主導する第6回国際犯罪被害実態調査に参加して行うも 果の概 要のであり、国連が示した国際標準の質問票161項目について、適切に調査するこ とを目標とした。 本調査研究では、同質問票に、我が国の実情等に応じて若干の必要な修正を加 えた上で、調査を行い、その成果を各国における調査結果の取りまとめを行って いる機関に提供し、国際的な貢献を果たした。また、法務省ホームページや平成 20年版犯罪白書にその概要を掲載するとともに、詳細を研究部報告に取りまとめ て刊行して, 法務省関係局部課等に提供した。 以上を踏まえて外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において本研究 について評価を行ったところ、本研究は、国連が示した国際標準の質問票161項 目に即して適切に調査が行われているとの評価を得ることができた。また、本研 究により犯罪情勢の実態を多面的に把握できていること,過去に行われた2回の 同種調査の経験に基づくノウハウを活かして調査が行われていること、本研究で 把握した犯罪被害の実態は犯罪防止策の貴重な資料となり得ることから、本研究 は,必要性,効率性,有効性の観点からも高く評価された。 したがって、国際標準の質問票161項目について適切に調査を行い、犯罪被害 実態等の経年比較等を行うことによって、我が国の犯罪発生状況の実態を明らか にする基礎資料を提供するという本研究の目標・目的は達成できたものと評価し 関係する施政 施政方針演説等 記載事項(抜粋) 年月日 方針演説等内 「犯罪被害者等基本計画」 平成17年12月27 V - 第4 - 2 - (6) 法務省にお

日(閣議決定)

閣の重要政策

(主なもの)

ける「犯罪被害実態調査」の調査方

法に関する検討

評価実施時期:平成21年8月 担当部局名:刑事局

計恤 夫 他 吁 期:	平成21年8月	担当部局名:刑事局	
施 策 名	検察権行使を支える事務の適	正な運営	政策体系上の位置付け
		(評価書39頁)	II - 4 - (2)
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移	に即応して有効適切に行われ	いるように検察運営の全
,,, ,, ,,, ,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	般にわたって改善を加え、検		
マ 佐 姑			,
	平成20年度予算額:2,742百万	万円 計 加 万 式	実績評価方式
	【評価結果の概要】		
評価結果の概要と達成	〔達成目標1及び2〕	, また, 犯罪被害者の保護・	古怪について種との塩
	元非の国際化が一段と進み 策を進めていくことが求めら		
7、0日标号	検察機能のより一層の強化を		
		(害者支援員に対する効果的な	
	が認められる。		
	また、これら研修について	は、中央で実施することによ	こり、全国均一的な研修
	員の能力向上及び統一的な情		『に関する資源投入を最
	小限に抑えており、効率性が		
		ても、研修員の資質向上に資	まするものであったこと
	が確認できてねり,有効性が 〔達成目標3〕	能のりれる。	
		めには,検察の役割や刑事司	引法について国民の正し
	い理解を得ることが重要であ		
	する必要性が認められる。	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
		,できる限りの機会をとらえ	
		節減しつつ周知広報を実施し	
	対する理解が深まったものと	考えられ、効率性・有効性が	「認められる。
	┃ ┃(評価結果の今後の政策への	反映の方向性等)	
	(計画和来のう後の政策への [達成目標1及び2]	及映の方向任事/	
		: 結果を踏まえ、研修員の質的	内向上のための施策を進
	めていくことにする。		\$114 II 19 10 19 19 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18
	〔達成目標3〕		
		国民に対して, 検察広報活動	
	ともに,検察庁ホームページ	の充実を図り、広報活動を展	親していくことにする。
	 【達成すべき目標,測定指標	日煙期間 測定結里等】	
	達成目標 1	:,日保别间,则足怕未守】	7
		策として,通訳人に対する研修を	実施する。
		[等 研修を有意義と 測定結果 9	
	するアンケート	する回答を90%	(参考になった)回答
	調査	超	
	達成目標2	************	1. 上 7 TT 65 -
		[実させるため,被害者支援員に対 [等 研修を有意義と 測定結果	
	指標 柳 修 参加 有 に 対 日 標値	する回答を90%	94.3%が有息義とりる目 (役に立つ)回答
	調査	超	
	達成目標 3		
	検察に関する広報活動を積極的		
	指標 広報実施回数の 目標値	[等 対前年度増 測定結果	2万6,062回実施
	対前年度増		(H19年度1万7,969回)
関係する施政	施政方針演説等	年月日 記載	事項 (抜粋)
	犯罪に強い社会の実現 平成1		を向上させるための広
閣の重要政策			進 (第1-1-(4))
(主なもの)		通訳体制の確立	(第3-3-(2))
		6年法律第1 保護, 捜査, 公	(第3-3- (2)) 判等の過程における配
		【慮等(第19条)	
	犯罪被害者等基本計画 平成1		研修の充実等(V-第
		2-3-(1)	-1)

<u>評価実施時期:平成21年</u>		担当部局名:矯正局	
施 策 名 矯正施設	における適正な処遇の実施	(評価書60頁)	<u>政策体系上の位置付け</u> Ⅱ - 5 - (2)
	者の個々の状況に応じた適		
	滑な社会復帰を図る。	1 ≅	安建莎压士士
予算額 平成20年 施策に関する 【評価結	<u>度予算額:53,666百万円</u> 果の概要】	<u> </u>	<u> </u>
評価結果の 〔達成目	標 1 ~ 4 〕	いなみの実理に向けっ	こけ 再知の吐止が歯取
すべき目標等の課題で	ない社会,被害者を生まな あるといえ,そのためには	受刑者及び少年院右	E院者に対し、適正な矯
正処遇等	を実施し、その改善更生・再犯防止指導については、	社会復帰を図っていく	必要性が認められる。
┃ 提供でき	,受講者の再犯リスク要因	の得点が低下した。st	段刑者に対する職業訓練┃
について 必識者物	は,一般人と比較して訓練 の割合は上昇し,資格・免	[を受講した受刑者の] 許の取得者数について	『格取得率が高く,訓練
また,	少年院在院者に対する就労	・就学支援については	は,関係機関と適切に連
携しなが	ら行った結果,少年院在院 値を示した。少年院在院者	者の進路決定率は, の保護者に対する面影	Z成18年以前と比較する & 等についても 保護者
参加型の	教育活動等と併せて実施す	るよう努め、全国の少	>年院では面談を11,701
	会を160回実施しており、- , その効率性・有効性が認		しる等, いずれの施策に
	果の今後の政策への反映の の政策には必要性, 効率性		1, 平成21年度において
も,推進	継続する。		
必要な職	無駄の削減(行政支出総点業訓練」については,平成	22年度以降,一般職業	ἔ訓練に取り込んで実施┃
すること	とし, 当該訓練分の予算を	削減することを検討し	している。
	べき目標, 測定指標, 目標	期間,測定結果等】	
達成目標	 fl者の再犯につながりやすい問題性の	の大きさに応じた適切な指導	密度の処遇プログラムを実施
	こつながりやすい問題性の改善を図る 刑者の性犯罪者処遇 目標値等 ■受		リスク要因の得点が6.57点か
			9.4ッ安囚の特点が6.57点が 21点まで低下した。
間 達成目標 2		「ること	
受刑者に対	 対し,出所後の就労に役立つ免許若し して職業訓練を実施する。	しくは資格の取得,又は職業	に必要な知識及び技能の習得
		対前年度増 測定結果 受講	者数:2,917人(113人減),
	刑者数,修了者数, 格又は免許の取得者		者数/受刑者数:4.6パーセ (0.3ポイント増),修了者数
数	市人は光川の東南石		513人(122人減)資格又は免
達成目標:	3	許の	取得者数:3,929人(739人增)
	<u>完者に対する就労・就学支援を積極的</u> 年院出院者の進路決 目標値等 →対		定率の向上に努める。 (0.4ポイント減)
定	率	列削平增 例足結果 39.4	(0.4かイント例)
達成目標 4		積極的に、指導、助言その他	の適当な措置をとる。
指標 保	護者面談の実施回数 目標値等 平	☑成20年四 測定結果 面談	実施回数は,第1四半期から
			四半期まで2,759回,2,577回, 2回,3,261回と増加傾向。講
		と率等の向 習会	実施回数も同様に,21回,34
関係する施政・施政方		≘────────────────────────────────────	55回,50回とおおむね増加。 (
方針演説等内 和黑に強		年院における処遇の充実	
閣の重要政策 (主なもの) 現のための	つ行動計画 刑者		容の解消と矯正処遇の強化
(エなもの)		第 5 一⑨) - (2) -①- ii , iv	
青少年育成	戊施策大綱 【平成20年12月 【4 ·	-(2)-(1)-ii, iv	

評価実施時期:	平成21年8月 担当部局名:保護局
	保護観察対象者等の改善更生 政策体系上の位置付け
施策の概要	(評価書73頁) Ⅱ - 6 - (1) 保護観察対象者等の改善更生を図るため,保護観察処遇の充実強化,長期刑仮
	釈放者の社会復帰の促進,更生保護施設の積極的な活用による保護観察対象者等
マ 佐 佐	の自立更生の促進等の施策を実施する。
予算額施策に関する	平成20年度予算額:9,859百万円 評価方式 実績評価方式 【評価結果の概要】
評価結果の	[達成目標1~3]
概要と達成すべき目標等	保護観察対象者等の改善更生を図るため,覚せい剤事犯保護観察対象者に対す る簡易薬物検出検査の実施,性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログ
	ラムの実施、地域の経済団体、企業等の協力による協力雇用主の拡大と厚生労働
	省等と連携した就労支援の実施、保護観察対象少年を主な対象とする社会参加活 動の実施、長期刑仮釈放者に対するより積極的な中間処遇の実施、更生保護施設
	┃の積極的活用等の施策を推進した。いずれの施策についても,おおむね測定指標┃
	の目標値を達成し、その必要性・効率性・有効性が認められた。
	(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)
	これらの結果を踏まえ、引き続き、保護観察処遇の充実強化、保護観察対象者 等に対する就労支援等の施策を推進するとともに、更生保護施設の受入れ態勢を
	一層強化するため、施設職員の人材育成や専門的処遇の普及等を図っていく。
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】
	<u>達成目標1</u> 保護観察対象者に対する処遇の充実強化を図る。
	指標1 覚せい剤事犯保護観察対 目標値等 対前年増 測定結果 3,664人
	象者に係る簡易薬物検出 (前年3,664人) 検査実施実人員数
	情標 2 性犯罪者処遇プログラム 目標値等 受講者の問 測定結果 3.2点
	受講者の受講前後の問題 題性の低下 (受講前6.8点)
	性の変化
	無職者の割合 (前年20.0%)
	指標4 社会参加活動の活動場所 目標値等 前年度の数 測定結果 292箇所 の確保 を維持 (前年322箇所)
	達成目標 2
	長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。 指標 中間処遇実施予定者の選 目標値等 対前年増 測定結果 27.7%
	定率 (実施予定者/仮釈 (前年28.6%)
	放の法定期間を経過して
	達成目標 3
	<u>更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。</u> 指標1 全更生保護施設の保護率 目標値等 対前年度増 測定結果 75.0%
	(年間の収容保護人員/ (前年度74.6%)
	年間の収容可能人員)
	門的自立促進プログラム (前年度7,927人)
	(SST, 酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人
関係する施政	
方針演説等内閣の重要政策	犯罪に強い社会の実現 平成20年12月 第2-2-3 〈福祉による支援を必要とする のための行動計画2008 一
(主なもの)	┃
	【
	後まで一貫した就労支援の実施〉、第2一
	2-® 〈保護観察における処遇の充実強化〉,第4-4-③ 〈薬物乱用防止に向けた

評価実施時期:	平成21年8月	担当部局名:公安調査庁
施策名	破壊的団体等の規制に関する調査	等を通じた公共の安全 政策体系上の位置付け
		(評価書86頁) Ⅱ-7-(1)
施策の概要		投入行為を行った団体の規制に関する法律(以
		がき、破壊的団体の規制に関する調査及び処分
		を行った団体の規制に関する調査、処分の請求
	及び規制措置を行うことを通じて、	
		評価方式 総合評価方式
~		という。)に対する観察処分を厳正に実施する
果の概要		教団施設に対する立入検査、教団からの報告
		公安調査官が教団施設の内部を直接検分できる
	■ ことから、教団の夫態や再発的」 ■ び有効性が高いと考える。	上処分の必要性の把握等をする上での効率性及
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	入検査及び教団からの報告徴取等を踏まえて、
		たところ、公安審査委員会は、団体規制法第5
		ここころ, 公女番直安員云は, 国体院間伝売する 心分の期間を更新する決定を行ったことから,
	施策の効果が認められる。	
	,	長からの調査結果提供要請については,提供先
		及び継続的な調査結果提供の請求を受けている
		れる。意見交換会についても,地域住民から継
		也域住民の不安感を軽減する上で一定の効果が
	あったと考える。	
	2 破壊的団体等に関する調査及び	びその過程で得られた情報の提供に関しては,
	北海道洞爺湖サミットの開催に関	祭して特別調査体制を敷き、迅速・的確・効率
	的な関連情報の収集・分析に注	力するなど情勢の変化に応じて柔軟に対応し
	た。	
	また、緊急性の高い情報は、『	道時,政府・関係機関へ直接提供したところ,
	提供先から更に継続的な情報提供	共を要請されるなど一定の評価が得られたと考
	える。	
		ては、各種資料を作成して配付したり、ホーム
		のように、情報の質やニーズの緊急性に応じた
	適切かつ効率的な提供を行ったと	と考える。
	/証供供用の合物の政策。の日時/	2十九件体/
	┃(評価結果の今後の政策への反映の	7月回任寺) 〒為に関する危険な要素を保持していることに 「
		J 為に関りる危険な妄系を保持していることに 民が抱いている不安感を払拭する必要もあるこ
		び危険性を解明するため,教団に対する調査体
	制の強化を図り、観察処分を更に	
		問題等が、我が国の公共の安全の確保にとって
		とから、これまでと同様、引き続き「官邸にお
		こ基づき、我が国及び国民の安全・安心を確保
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関
	, - , - , - , - , - , - , - , - , - , -	力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を
	充実強化していく必要がある。	
関係する施政	施政方針演説等 年月日	記載事項(抜粋)
		20日 テロの未然防止を図るため、情報の収集
	理大臣施政方針演説	・分析, 重要施設や公共交通機関の警戒
(主なもの)		警備等の対策を徹底いたします。

評価実施時期:	平成21年8月	担当部局名:人権擁護局
施策名	人権の擁護	政策体系上の位置付け
16 Mr 0 100 #		(評価書94頁) Ⅲ-10-(1)
施策の概要		られ、人権侵害が生起しない人権尊重社会を実現するため、国民の に訴える人権啓発活動の実施や充実した人権相談・調査救済体制を
	一人一人の心に 整備する。	- 孙える人権啓先佔期の夫虺や元夫した人権相談・調宜权済体制を
予 算 額	,	[額:3,644百万円 評価方式 総合評価方式
	1	:スティバルは、人権に関するイベントに初めて参加した人の割合
		こおり (60.1パーセント), また, ハンセン病に関する「夏休み親
	9	ジウム」は、高評価率が95パーセント以上であることから、人権の
	啓発という側面	「から非常に効果的であった。一方,人権週間に合わせた各種啓発 」
		等の各種イベント形式のものは参加者から高い評価を得ているが,
		客発活動についてはその活動目的、啓発テーマ及び啓発対象者並び
		り果についての分析,設定等が十分に行われていない。
		その効果を検証することが難しいことから、これらについて今後
		、ある。総じて、啓発活動については、各アンケート調査結果にお 、マススディアによる根道原教が政務が無動の実施原教なよ原。でい
		ドマスメディアによる報道回数が啓発活動の実施回数を上回ってい そられた行政資源で十分な効果をあげることができた。
		(5) がた打成員師で「カな効果をめけることができた。 (5) 人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局及びその支局に
		E相談所のほか,デパートや公共施設等において特設人権相談所や
		·による相談窓口など,面談,電話及びインターネットなど様々な
		いつでも気軽に人権相談ができる環境を整えた。
	特に,子ども	o, 高齢者,障害のある人及び女性などに関する人権問題について
		」の人権110番」及び「女性の人権ホットライン」の設置,②「子
)Sミニレター」の全国の小・中学生への配布, ③高齢者施設, 知
		正設などの社会福祉施設等における特設相談所の開設等により、人
		2の内容の把握に努め、その結果、人権侵害が認められる場合には、 5世界な謙じスストができた。
		「措置を講じることができた。 いら、これらの施策はその必要性、効率性、有効性が認められた。
	以上のことが	・り, これりの旭界はての必安住, 効平圧, 有効圧が必めれた。
	(評価結果の今	↑後の政策への反映の方向性等)
		スティバルは、全体の参加者数の増加とともに、参加者が少ない
	20代以下の参加	日者数の増加や、より啓発効果の高い講演会等への参加者数の増加
		5。さらに,人権週間に合わせた各種啓発活動の実施については,
)活動目的等の分析,明確化を図るとともに,より効果的にマスメ
	1	: 得られる実施方法への変更や効果設定が明確な講演会・シンポジ
		/ 等展示型へ移行することなどを検討する。
	i i)削減(行政支出総点検会議指摘事項)の観点から,人権啓発活動 協議会のホームページについては,各ネットワーク協議会の事務局
		が職会のか。
	ている。	
	-	砂事件の端緒を把握する人権相談体制の充実強化は、人権侵害に
		三効的救済のために必要不可欠であり、人権相談体制の周知等に努
	めるとともに,	国民にとってより一層相談しやすい環境の整備に努めるなど,本
		いく必要がある。
関係する施政		
		そ心加速化プ 平成18年6月 Ⅲ-1-(2)
	ラン(犯罪対策 定)	・関係会議決 困難を抱えた子どもの相談活動の充実
(主なもの)	た /	

評価実施時期:	平成21年8月	担当部	局名 :大臣官房	訟務部門
施策名	国の利害に関係のある	争訟の統一的かつ通	5000000000000000000000000000000000000	政策体系上の位置付け
			(評価書106頁)	IV-11-(1)
施策の概要	裁判の迅速化に関す	つる法律(平成15年)	法律第107号)の)趣旨に従い,国の利害
	に関係のある本案訴訟	とを適正・迅速に追行 かんだん かんかん かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	テするため, ①記	公務組織における人的・
	物的体制の充実・強化	ヒ及び②法律意見照	会制度の積極的	利用の促進を目標とし
	て,種々の施策を実施	[することにより,[国民の期待にこた	たえる司法制度の実現に
	寄与する。			
	平成20年度予算額:1,			
政策評価の結	·			こおける人的・物的体制
果の概要	7274 OPT 1274 O 12111			-
			•	っては、①準備書面作成
				/の活用により争点整理
				ト種会議等の開催による 1887年 - 発信ルース
				見照会制度の積極的な利 1880年 - 1870年 -
				見照会制度の周知による による。 これは による。
		上照会事例集の活用(こよる事務処埋削	と力向上への寄与を図っ
	た。	コー田ケットフェニュ		
				自行することは、国の正 の即にエトい間 fi た 図
				この間に正しい調和を図
)一層 奇与するこ	こととなり、その必要性
	は大いに認められると		シュー 美八マケシロ 分析 ユ	シェルナベル英雄レイモ
				ぶこれまでに蓄積してき
				層向上させることにないができるという点で効
	り、 限られた11 収貨協 率的である。	、 で 適 止 ・ 迅 速 な 計 i	ム垣11 をりること	こができるという点で効
		宝梅により 木安訓	に沙で州古栽判司	「において言渡しがされ 「において言渡しがされ
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •)率 (84.2パーセント)
				こ記目標を実現するため
				と
				g的に 足り効果として 可効な手段であったとい
	える。			がなり校であったとい
	(評価結果の今後の政	策への反映の方向性	‡ 等)	
				なができ、適正・迅速な
				め的資源の充実強化等の
	/ *	/ /		館化を図る。また、法律
)周知活動を実施する。
				見点から訴訟追行に必要
				適正な執行を実施してい
	くこととしている。			
関係する施政		年月日	記載	事項 (抜粋)
方針演説等内	第162回国会における			りがいのある司法を実
	内閣総理大臣施政方			判の迅速化や刑事裁判
(主なもの)	針演説		に国民が参加す	る裁判員制度の導入な
			ど,我が国の司	法制度の在り方を半世
			紀ぶりに改めま	した。今後は,制度の
			着実な実施を図	ってまいります。

評価実施時期:	平成21年8月	担当部局名:入国管理局
施策名	出入国の公正な管理	政策体系上の位置付け (評価書112頁) V-12-(1)
施策の概要		E者を半減させ我が国社会の安全と秩序の維 協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全
予 算 額	平成20年度予算額:12,794百万円	評価方式 実績評価方式
施評価 結 異 選 標 要 き 目 標等	【評価結果の概要】 「評価結果の概要】 「神田 を	生にあり、適正な出入国管理の実施を妨げて 等、治安等に悪影響を及ぼしていること等か らところ、不法滞在者の半減について、おお
	である。 〔達成目標2〕 待ち時間の短縮に有効と考えられる ほか,入国審査の待ち時間を短縮 の運用を図っていく予定である。 なお,無駄の削減(行政支出総入極 ンスの見直しと到着時審査前の出入国	の構築のための施策を強力に進めていく予定 6 A P I S 等の効率的な実施を推進していく 6 ために,入国審査官の一層機動的な配置等 6 会議指摘事項)の観点から,プレクリアラ 国カードの点検の適切な実施方策の検討など
	に実施することとしている。 【達成すべき目標、測定指標、目標期達成目標1】 平成20年までの5年間で不法滞在者を半減指標が収入20年末における目標値段が国における不法滞在者数(推計値)	させる。(平成15年度から平成20年度までの目標) 直等 12.5万人以下 測定結果 11万3,072人(不 法残留者数) 1万5千人~2万 3千人(潜在不 法入国者数)
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	参考指標 厳格な出入国審査, 目標値強力な摘発, 円滑な 送還等不法滞在者 減減等 施状況 達成目標2 円滑な出入国審査を実施することにより, 指 標 空港での審査に要す 目標値 る最長待ち時間	在者対策の実施 国際交流を増進する。

担当部局名:法務総合研究所 評価実施時期:平成21年8月 名 法務行政における国際化対応・国際協力 政策体系上の位置付け (評価書121頁) VI - 13 - (2)施策の概要 国際連合に協力して行う研修・研究及び調査、並びに支援対象国の法制の維持 ・整備への支援のための研修や調査研究を推進し、法務省が所掌事務に関連して 有する知見等を他国に提供することにより、国際協力を推進する。 平成20年度予算額:156百万円 評 価 方 式 【評価結果の概要】 施策に関する 評価結果の 〔達成目標1及び2〕 概要と達成 国連アジア極東犯罪防止研修所が実施した国際研修・セミナーでは開発途上国 すべき目標等 を中心に多数の国から参加が得られ,また質の高い内容の研修を行うことにより, 効率的な研修を実施することができた。同研修所が参加した会議はいずれも国連 主催の重要な会議であり、国連の犯罪防止施策の強化に寄与するとともに、効率 的に人的ネットワークを拡充することができた。これらを踏まえ、本施策の実施 は有効であったと評価した。 〔達成目標3から6〕 法制度整備支援の実施に当たっては、その効果が最大限になるよう、短期・長 期専門家の派遣,本邦及び現地における研修・セミナーの開催等の多様な手法を 組み合わせて支援を実施し、ベトナムで民事判決執行法が成立するなど大きな成 果を挙げた。これらを踏まえ,本施策の実施は有効であったと評価した。 (評価結果の今後の政策への反映の方向性等) 以上の評価結果を踏まえ、本施策を継続して実施することとした。 【達成すべき目標,測定指標,目標期間,測定結果等】 達成目標1 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に 関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーを実施する。 前年度の実 9回 指標1 研修の実施件数 目標値等 測定結果 績を維持 (H19年度 9回) 前年度の実 162人 指標2 研修の参加人数 目標値等 測定結果 績を維持 (H19年度 168人) 研修員の研修に対す 指標3 目標値等 80%以上 測定結果 る満足度 足度は80%以上 達成目標 2 国連の犯罪防止施策の強化に協力するために国際会議に参加する。 国際会議への参加回 前年度の実 3 回 目標値等 測定結果 指標 1 績を維持 (H19年度 3回) 国際会議への参加人 前年度の実 4 人 指標 2 目標値等 測定結果 数 績を維持 (H19年度 達成目標3 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対して法制度整備支援活動の一環と して行う国際研修を実施する。 前年度の実 11回 指標1 研修の実施件数 目標値等 測定結果 績を維持 (H19年度 7回) 前年度の実 114人 指標 2 研修の参加人数 目標値等 測定結果 績を維持 (H19年度 72人) アンケートの結果,満 研修員の研修に対す 指標3 目標値等 80%以上 測定結果 足度は80%以上 る満足度

	達成目標		ارا ملت≕	- VI 1141 M	a) . BB) w 3m -l-		.)	
	法制度署	整備支援に関し,		国の法制等	ドに関す	する調査	研究を実施	する。	
	指標1	諸外国への調査 への派遣件数	職員	目標値等	前年月 績を約	度の実 推持	測定結果	3件 (H19年度	4件)
	指標 2	諸外国からの研 の招へい人数	究員	目標値等	前年月 績を約	度の実 推持	測定結果	8人 (H19年度	9人)
		票 <u>5 </u> 整備支援に関し, シ派遣する。	支援	対象国にお	おける利	漬極的か	つ効果的な	活動を推進	するための
	指標 1	専門家の派遣依 数に係る対応率		目標値等	前年月 績を約	度の実 推持	測定結果	100% (H19年度	100%)
	指標 2	専門家の派遣依 数に係る対応率		目標値等	前年月 績を約	度の実 推持	測定結果	100% (H19年度	100%)
	達成目標法制度動	票6】 整備支援の現状と	その	対応策に関	する国	国際専門	家会議を開	催する。	
	指標 1	会議の開催回数		目標値等	前年月績を約	度の実 推持	測定結果	1回 (H19年度	1 回)
	指標 2	会議への参加人	数	目標値等	前年月 績を約	度の実 推持	測定結果	121人 (H19年度	105人)
関係する施政	施 政 -	方針 演説 等	I	年日日		1	記載事	耳項 (抜粋)
関係する施政方針演説等内		方針演説等 :制度整備支援	平成	年月日 \$20年1月	30日	····法		5項(抜粋 支援は・・・) ·海外経済協
方針演説等内 閣の重要政策	我が国法		第1	\$20年1月 3回海外経		力の重	制度整備 要分野の	支援は・・・ 一つとして	
方針演説等内	我が国法 に関する	:制度整備支援 基本的考え方	第1 力会	₹20年1月 3回海外経 ≋議	経済協	力の重進めて	制度整備医分野のいくべき	支援は・・・ 一つとして である。	·海外経済協 (、戦略的に
方針演説等内 閣の重要政策	我が国法 に関する 法制度整	制度整備支援 基本的考え方 備支援に関す	第1 力会 平成	₹20年1月 3回海外経 ₹議 ₹21年4月	経済協 22日	力の重 進めて ・・・・法	:制度整備 要分 いくべき :制度整備	支援は・・・ てある。 支援は・・・	·海外経済協 、戦略的に ·我が国が将
方針演説等内 閣の重要政策	我が国法 に関する	制度整備支援 基本的考え方 備支援に関す	第1 力 平 第 2	₹20年1月 3回海外経 議 ₹21年4月 1回海外経	経済協 22日	力の重 進・・・ 来 に 渡	制度整備 要分く度 い り 、 関 い と 悪 の き 備 の き 備 の き に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	支援は・・・ で支援しる。 で支援はでの 社会での名	・海外経済協 に、戦略的に ・我が国が将 品誉ある地位
方針演説等内 閣の重要政策	我が国法 に関する 法制度整	制度整備支援 基本的考え方 備支援に関す	第1 力会 平成	₹20年1月 3回海外経 議 ₹21年4月 1回海外経	経済協 22日	力進・来をあのめ、に保り	制要い制りし戦度を野べ整国い的では、	支一で支社は はとるはでの 接会のの するの有 変	·海外経済協 、戦略的に ·我が国が将
方針演説等内 閣の重要政策	我に関する法制度基本の基本を表する。	制度整備支援 基本的考え方 備支援に関す 針	第力平第力	₹20年1月 3回海外経 ₹ 歳 ₹21年4月 1回海外経 ₹ 歳	22日 経済協	力進・来をあ要のめ、に保りが	制要い制りし戦る度分く度,て略。備のき備際くな	支一で支社とと はとるはでの接 会め援 でのを展 りを りを りを りを りを りを りを りを りを りを りを りを りを	・海外経済協 ・我略的 が超が ・我あるしい ・ を がなしていく がない がれる がない がれる いいく がない がいる いいく がいる いいく いいく いいく いいく いいく いいく いいく いいく いいく い
方針演説等内 閣の重要政策	我に 送る 整方 (S 8 司法	制度整備支援 基本的考え方 備支援に関す 針	第力平第力 平	\$20年1月 \$3回海 \$21年4月 \$1回海 \$21年4月 \$20年6月	22日 済協 (済協) (11日)	力進・来をあ要・のめ・に保りが・重て法渡持,あ我	制要い制りし戦る大きを野べ整国い的。は備のき備際くなっている。は	支一で支社た支 接つあ援会め援 はとるはでのを 二 はでのを 二 に に に に に に に に に に に に に	・海外経済的 ・ 我という ・ 我という ・ 我をある ・ があいて ・ はいく ・ はいく ・ はいく ・ はい
方針演説等内 閣の重要政策	我に関する法制度基本の基本を表する。	制度整備支援 基本的考え方 備支援に関す 針	第力平第力 平	₹20年1月 3回海外経 ₹ 歳 ₹21年4月 1回海外経 ₹ 歳	22日 済協 (済協) (11日)	力進・来をあ要・はのめ・に保りが・多重で法渡持,あ我国	制要い制のし戦る々間度分く度、て略。はのがないが、チャッとができませる。	支一で支社た支 切えばとるはでのを 二年をが でのを 二年を 二年を 三年を 三年を 三年を 三年を 三年を 三年を 三年 三年 こんき こうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう	・海戦・海戦・超齢・超齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経齢・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・・経・
方針演説等内 閣の重要政策	我に 送る 整方 (S 8 司法	制度整備支援 基本的考え方 備支援に関す 針	第力平第力 平	\$20年1月 \$3回海 \$21年4月 \$1回海 \$21年4月 \$20年6月	22日 済協 (済協) (11日)	力進・来をあ要・は権継のめ・に保りが・多限続重で法渡持、あ我国のし	制要い制りし戦る々間範,度分く度,て略。はの囲ま備のき備際くなっ適ゃの,	支一で支社た支 切ネ支そ接つあ接会め接 なル接のはとるはでのを 二をを質いします。	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
方針演説等内 閣の重要政策	我に 法る 一法る 一き本 一司括 一司括 一司括	制度整備支援 基本的 を に関す ・ が ・ 内務 大臣会	第力平第力 平~	(20年1月 (30年1月 (30年1月 (21年4月 (10年2月 (20年7月 (3日東京 (3日東京	22日 済協 11日 議	力進・来をあ要・は権継力のめ・に保りが・多限続を重て法渡持,あ我国のし継	制要い制りし戦る々間範,続度分く度,て略。はの囲ますが整国い的が、チ内たる備のも備際くなっ適々の,こ	支一で支社た支 切ネ支そと接つあ接会め接 なル接のをはとるはでのを 二をを質改いし、・の有展 国通提的め	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
方針演説等内 閣の重要政策	我に 法る (G議 を本 では では では では では では では では では では	制度整備支援 基本的 援に関す ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第九平第九 平~ 平	20年1月経 3回議 年21年 3回議 年21年 4外 4外 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 6 8 6 9 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 <t< th=""><th>经济協 22日協 11日 11日</th><th>力進、来をあ要、は権継力、のめ、に保りが、多限続を、重て法渡持、あ我国のし継キ</th><th>制要い制りし戦る々間範,続ヤ度分く度,て略。はの囲ますパ整野べ整国い的 ,チ内たるシ備のき備際くな 適々の,こテ</th><th>支一で支社た支 切ネ支そとィ接つあ援会め援 なル援のを・はとるはでのを 二をを質改ビ・し。・の有展 国通提的めル</th><th>・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</th></t<>	经济協 22日協 11日 11日	力進、来をあ要、は権継力、のめ、に保りが、多限続を、重て法渡持、あ我国のし継キ	制要い制りし戦る々間範,続ヤ度分く度,て略。はの囲ますパ整野べ整国い的 ,チ内たるシ備のき備際くな 適々の,こテ	支一で支社た支 切ネ支そとィ接つあ援会め援 なル援のを・はとるはでのを 二をを質改ビ・し。・の有展 国通提的めル	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
方針演説等内 閣の重要政策	我に 法る G 議 キィン B す 度本 司括 パグ ラガラ ラガラ おり カラ カラ は	制度整備支援 大 大 振 大 大 大 で 形 で 形 で に 関 ・ に 関 ・ に 関 ・ に 関 ・ に に に に に に に に に に に に に	第九平第九 平~ 平	20年1月経 3回議 年21年 3回議 年21年 4外 4外 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 6 8 6 9 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 7 10 <t< th=""><th>经济協 22日協 11日 11日</th><th>力進・来をあ要・は権継力・ののめ・に保りが・多限続を・死重で法渡持,あ我国のし継キ活</th><th>制要い制りし戦る々間範,続ヤ的度分く度,て略。はの囲ますパ重整野べ整国い的、チ内たるシ要備のき備際くな、適々の,こテ性</th><th>支一で支社た支 切ネ支そとィに接つあ援会め援 なル援のを・かはとるはでのを 二をを質改じんいし。・の有展 国通提的めルがが</th><th>・C ・A が別</th></t<>	经济協 22日協 11日 11日	力進・来をあ要・は権継力・ののめ・に保りが・多限続を・死重で法渡持,あ我国のし継キ活	制要い制りし戦る々間範,続ヤ的度分く度,て略。はの囲ますパ重整野べ整国い的、チ内たるシ要備のき備際くな、適々の,こテ性	支一で支社た支 切ネ支そとィに接つあ援会め援 なル援のを・かはとるはでのを 二をを質改じんいし。・の有展 国通提的めルがが	・C ・A が別
方針演説等内 閣の重要政策	我に 法る G 議 キィン B す 度本 司括 パグ ラガラ ラガラ おり カラ カラ は	制度整備支援 基本的 援に関す ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第九平第九 平~ 平	20年1月経 3回議 年21年 3回議 年21年 4外 4外 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 6 8 6 9 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 7 10 <t< th=""><th>经济協 22日協 11日 11日</th><th>力進・来をあ要・は権継力・のこのめ・に保りが・多限続を・死に重て法渡持,あ我国のし継キ活,</th><th>制要い制りし戦る々間範,続や的適度分く度,て略。はの囲ますパ重切整野べ整国い的が、チ内たるシ要な備のき備際くな、適々の、こテ性ニ</th><th>支一で支社た支 切ネ支そとィに国接つあ援会め援 なル援のを・か間はとるはでのを 二をを質改ビん,・し。・の有展 国通提的めルが地</th><th>・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</th></t<>	经济協 22日協 11日 11日	力進・来をあ要・は権継力・のこのめ・に保りが・多限続を・死に重て法渡持,あ我国のし継キ活,	制要い制りし戦る々間範,続や的適度分く度,て略。はの囲ますパ重切整野べ整国い的が、チ内たるシ要な備のき備際くな、適々の、こテ性ニ	支一で支社た支 切ネ支そとィに国接つあ援会め援 なル援のを・か間はとるはでのを 二をを質改ビん,・し。・の有展 国通提的めルが地	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
方針演説等内 閣の重要政策	我に 法る G 議 キィン B す 度本 司括 パグ ラガラ ラガラ おり カラ カラ は	制度整備支援 大 大 振 大 大 大 で 形 で 形 で に 関 ・ に 関 ・ に 関 ・ に 関 ・ に に に に に に に に に に に に に	第九平第九 平~ 平	20年1月経 3回議 年21年 3回議 年21年 4外 4外 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 6 8 6 9 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 7 10 <t< th=""><th>经济協 22日協 11日 11日</th><th>力進・来をあ要・は権継力・のこ間範のめ・に保りが・多限続を・死にの囲重て法渡持,あ我国のし継キ活,チ内</th><th>制要い制りし戦る々間範,続ヤ的適ヤの度分く度,て略。はの囲ますパ重切ネ支整野べ整国い的が、チ内たるシ要なル援備のき備際くな、適々の、こテ性二をを</th><th>支一で支社た支 切ネ支そとィに国通た援つあ援会め援 なル援のを・か間じ供はとるはでのを 二をを質改じん,て供いし。・の有展 国通提的めルが地,す</th><th>・こ・名動制 引きせ可ご さなばめ 海、 我誉なし ,てす上確ィ,間々努外戦 があツて 地,るを認ン我又の力経略 国る一い 域我努図すグ々は権を済的 が地ルく 間々力るる支は多限継協に 将位で必 又のを努。援こ国の続</th></t<>	经济協 22日協 11日 11日	力進・来をあ要・は権継力・のこ間範のめ・に保りが・多限続を・死にの囲重て法渡持,あ我国のし継キ活,チ内	制要い制りし戦る々間範,続ヤ的適ヤの度分く度,て略。はの囲ますパ重切ネ支整野べ整国い的が、チ内たるシ要なル援備のき備際くな、適々の、こテ性二をを	支一で支社た支 切ネ支そとィに国通た援つあ援会め援 なル援のを・か間じ供はとるはでのを 二をを質改じん,て供いし。・の有展 国通提的めルが地,す	・こ・名動制 引きせ可ご さなばめ 海、 我誉なし ,てす上確ィ,間々努外戦 があツて 地,るを認ン我又の力経略 国る一い 域我努図すグ々は権を済的 が地ルく 間々力るる支は多限継協に 将位で必 又のを努。援こ国の続
方針演説等内 閣の重要政策	我に 法る G 議 キィン B す 度本 司括 パグ ラガラ ラガラ おり カラ カラ は	制度整備支援 大 大 振 大 大 大 で 形 で 形 で に 関 ・ に 関 ・ に 関 ・ に 関 ・ に に に に に に に に に に に に に	第九平第九 平~ 平	20年1月経 3回議 年21年 3回議 年21年 4外 4外 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 7 6 8 6 9 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 7 10 <t< th=""><th>经济協 22日協 11日 11日</th><th>力進、来をあ要、は権継力、のこ間範しのめ、に保りが、多限続を、死にの囲、重て法渡持、あ我国のし継キ活、チヴま</th><th>制要い制りし戦る々間範,続ヤ的適ヤの度分く度,て略。はの囲ますパ重切ネ支整野べ整国い的が、チ内たるシ要なル援備のき備際くな、適々の、こテ性二をを</th><th>支一で支社た支 切ネ支そとィに国通、質援つあ援会め援 なル援のを・か間じ提的はとるはでのを 二をを質改ビん,て供向いし。・の有展 国通提的めルが地,す上・で ・名交開 間じ供向でラス両乳るる</th><th>・こ・名材制 引い去可で みばめ 海、 我誉なし ,てす上確 ィ,間々外戦 があツて 地,るを認ン我又の経略 国る一い 域我努図すグ々は権済的 が地ルく 間々力るる支は多限協に 将位で必 又のを努。援こ国の</th></t<>	经济協 22日協 11日 11日	力進、来をあ要、は権継力、のこ間範しのめ、に保りが、多限続を、死にの囲、重て法渡持、あ我国のし継キ活、チヴま	制要い制りし戦る々間範,続ヤ的適ヤの度分く度,て略。はの囲ますパ重切ネ支整野べ整国い的が、チ内たるシ要なル援備のき備際くな、適々の、こテ性二をを	支一で支社た支 切ネ支そとィに国通、質援つあ援会め援 なル援のを・か間じ提的はとるはでのを 二をを質改ビん,て供向いし。・の有展 国通提的めルが地,す上・で ・名交開 間じ供向でラス両乳るる	・こ・名材制 引い去可で みばめ 海、 我誉なし ,てす上確 ィ,間々外戦 があツて 地,るを認ン我又の経略 国る一い 域我努図すグ々は権済的 が地ルく 間々力るる支は多限協に 将位で必 又のを努。援こ国の

評価実施時期:平成21年8月 担当部局名:刑事局 名裁判員制度の啓発推進 政策体系上の位置付け (評価書133頁) I - 2 - (2)裁判員制度は,国民に全く新たな義務を課すものであることから,国民に対し, 施策の概要 裁判員制度の意義及び内容を正確に伝え,制度施行前に,制度に対する不安・負 担感を確実に払拭し、制度への参加意識の醸成を図っていく必要がある。 平成20年度予算額:337百万円 評価方式 施策に関する 【評価結果の概要】 本施策では、国民に対する制度の認知率を100パーセントにするとともに、裁 評価結果の 概要と達成|判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合(参加応諾率)を すべき目標等 70パーセント以上とすることを目標としている。制度についての情報を提供して 広報することは、認知率及び参加応諾率の向上に有効であることから、これまで、 広報活動に努めてきた。 制度に対する認知率については、平成21年5月から6月にかけて内閣府が実施 した「裁判員制度に関する世論調査」(注)において,裁判員制度を知っている と回答した方の割合は97.4パーセントとなっており、目標をおおむね達成した。 また、参加応諾率については、同世論調査において、裁判員として参加すること について積極的な意識を持つ方(裁判員候補者に選ばれたら裁判所においでいた だけるかとの質問に対し、「義務であるか否かにかかわらず、行きたいと思う」、 「義務であるから、なるべく行かなければならないと思う」と回答した方)の割 合が71.5パーセントとなっており、目標を達成した。 (注)内閣府による「裁判員制度に関する世論調査」の結果(平成21年5月~6 月実施)http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-saiban/index.html (評価結果の今後の政策への反映の方向性等) これまでの広報活動の結果、認知率は目標をおおむね達成し、参加応諾率は目 標を達成するなど,一定の成果を上げることができ,裁判員制度広報の所期の目 的を達成することができた。裁判員制度の円滑な実施・定着に向け、今後も、必 要な取組を進める必要がある。 【達成すべき目標,測定指標,目標期間,測定結果等】 達成目標 国民の裁判員制度に対する認知率を100%にするとともに、裁判員として参加することにつ いて積極的な意識を持つ方の割合を全体の70%以上とする(目標期間は平成18年度から平 成20年度とする。)。 目標値等 ■国民の裁判員制度に対する認知率を 測定結果 | 97.4%(おおむね達成) 裁判員として参加することについて 測定結果 71.5% (達成) 積極的な意識を持つ方の割合(参加 応諾率)を70%以上 関係する施政 施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋) 方針演説等内 第162回国会内閣総理 平成17年1月21日 (国民の「安心」の確保)

裁判員制度の着実な実施

平成19年5月22日 内閣を挙げての広報活動への取組

閣の重要政策大臣施政方針演説

(主なもの)

総理大臣閣議発言

評価実施時期:平成24年度(平成20年度は中間報告)担当部局名:民事局

評価実施時期:	平成24年度	度(平成20年度	は中間報告)	担当部	局名:民	上事局		
施策名	登記情報シ	/ステム再構象	桑事業				政策体系上	の位置付け
						, · ,	Ⅲ − 9 ·	` '
施策の概要								システム関
	係経費の削	川減を図ると。	ともに、国民	の利便性	生を向上	させる。)	
予 算 額	平成20年度	ほ予算額:42,	777百万円	評	価方	式	実績評	価方式
施策に関する	【評価結果	₹の概要】						
評価結果の								
概要と達成		こついては,ュ				所にお	いてオンラ	イン申請を
すべき目標等		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	を達成するこ	とができ	きた。			
	〔達成目標							
		F度には運用:						
	· ·	現在取組中	=		•			· ·
		成20年度には						
		ステムの運用						
		- 抑えたことに	こよるもので	あり, <u>¬</u>	平成21年	度にお	いては目標	[値を上回る
	ことを見込	込んでいる。						
	/ == / / #	3 -	* 0 = 11 o		- \			
		見の今後の政策			-	4.2. 	- 1 1	7 1 - 4 7
	月き続き	最適化計画	と踏まれ、これ	1に沿っ	た本事業	とを実施	10ついく	ア足である。
	『 法武士 ベ	《七口插》则5		#0 88 28	11 中 红 田 4	₩- 1		
	→ 達成 9 へ	き目標, 測り	上拍 惊, 日 惊	州川 ,	刊化和末:	守』		
		末までに,全国	の登記所に対し	てオンラノ	イン由語を	可能にす	-ス (成里)	重相事業)
		全国の登記所数						- 不動産登記
		エロシエ記グダライン申請導力			1	00%		100%
		合			i	法人登記	記 記	商業·法人登記
					! ' ' ' ' '	00%		100%
	達成目標2					i	I	
	登記情報システムの運用経費を削減する。(成果重視事業)							
	指標	平成23年度にお	おける登記情報	目標値等	等 \ 130億円	程度の削	減 測定結果	:
		システムの運用	経費と平成15	;	! ! !			
		年度同経費 (約	約366億円)と		!			
		の比較			i I			i I
関係する施政		針演説等	年月日	0.4 = -			項 (抜粋)	
方針演説等内	┃ 1 T政策パ	ッケージ2005	平成17年2月					記のオンラ
閣の重要政策								の多い登記
(主なもの)							· ·	図ることと
								に努めると
								だけ早期に
				全	国の登記児	州のオン	′ライン化を	天現する。]

評価実施時期: 平成23年度(平成20年度は中間報告) **担当部局名**: 民事局

評価実施時期:	平成23年度(平成20年度は中間報告) 担当部局名 :民事局
施策名	地図管理業務・システムの最適化事業 政策体系上の位置付け
	(評価書148頁) Ⅲ-9-(1)
施策の概要	従来の紙による地図管理業務を見直し、コンピュータ処理を可能とする地図情
	報システムを全国展開することにより、事務処理の効率化を図るとともに国民の
	利便性を向上させる。
予 算 額	平成20年度予算額:12,847百万円 評価方式 実績評価方式
施策に関する	【評価結果の概要】
評価結果の	本事業は,事務処理の効率化及び国民の利便性の向上を目指すものであり,国
概 要 と 達 成	民や社会のニーズに合致しており、また、オープンな技術を活用するなど、コス
すべき目標等	トが過大とならないように実施している。
	本事業により、登記情報と地図情報の一体的な事務処理や、インターネットを
	利用した地図情報の提供等が可能となっており、事務処理の効率化や国民の利便
	性の向上が図られている。
	平成20年度においては、引き続き地図等のデータ作成・移行作業を実施し、同
	年度末までに、全登記所のうち約63パーセントの登記所に地図情報システムを導
	入しており、同年度の目標(60パーセント)を達成している。
	この実績を維持すれば、平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導
	 入できる見込みであり,本事業は,予定どおり進捗しているものと評価できる。
	/示压休用
	(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)
	地図情報システムの導入は、予定どおり進められており、現時点においては、
	特段の問題及び課題等は存在しない。引き続き「地図管理業務の業務・システム 最適化計画」を踏まえ,これに沿った事業を実施していく予定である。
	┃ ┃【達成すべき目標,測定指標,目標期間,測定結果等】
	
	平成22年度末までに、全国の登記所に対して地図情報システムの導入を完了する。 (成果重視事業)
	指標 全国の登記所に対する地図情報シ 目標値 測定結果 : 63%
	ステムの導入登記所数の割合 60% (311庁/490庁)
関係する施政	
方針演説等内	
閣の重要政策	
(主なもの)	所を中心にシステム導入を図ることと
	し、円滑なシステムの移行に努めると
	ともに、2008年度の出来るだけ早期に
	全国の登記所のオンライン化を実現す
	る。」

評価実施時期:平成25年度(平成20年度は中間報告)担当部局名:入国管理局	
事業名出入国管理業務の業務・システムの最適化 政策体系上の	
「評価書151頁)	` '
とした各種システムについて、いわゆるレガシーシステムからオープン	
に刷新する。	
予 算 額 平成20年度予算額:9,244百万円 評 価 方 式 実績評価	方式
施策に関する【評価結果の概要】) I
評価結果の 諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため,現行の業務・システムを見直、 概要と達成費用対効果の向上に留意しつつ, IT (情報通信技術)を最大限活用し	
すべき目標等システムを取り入れ、より一層の業務の効率化・合理化を図ることは社	
ズに合致している。加えて、出入国管理行政を取り巻く環境は日々大き	く変化し
ているところであり、利用者の利便性の向上や負担の軽減等はもとより	
国実現のための入国審査の円滑化のためにも,本事業を現時点で優先し 要がある。	て行り必
また、出入国管理行政の円滑化と厳格化という一見相反する要請に直	面してい
る入国管理局としては,一層の業務の効率化・合理化を図るため,現行	
システムを見直す一方で、費用対効果の向上に留意しつつ、ITを最大	
た業務・システムを取り入れるなど限られた行政資源で最大限の効果を く努めているところである。	(争りるへ
さらに、「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」における最	適化工程
表の工程どおりに取り組んでおり、平成20年度における取組は妥当であ	
目標達成に向けた取組が着実に進展しており、所期の事業効果が得られ	ているも
のと評価できる。 以上のことから、その必要性・効率性・有効性が認められる。	
Services, conservations, and the Homes and the services	
(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)	dur () \
引き続き、平成20年度に実施した次世代出入国審査システム(日本人開発を踏まえた同システムの導入に向けて取り組んでいくとともに、そ	
世代システムの詳細設計等を実施していくこととしている。	の他の妖
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】	
達成目標	- ム運用経
費の削減を図る。(平成18年度から平成23年度までの目標)(成果重視事業)	二、足/13 配
指標いわゆるレガシーシ 目標値等 オープンシステム・汎用ソ 測定結果	: -
ステムからオープン フトウェアの導入等レガシ システムへの刷新に 一刷新のためのシステム再	
は、	
費全体の抑制効果 ムと同等の機能の次世代シ	
ステムの運用経費を年間35.	
8億円削減し,個人識別情報 システム等の導入後の平成2	
システム等の導入後の平成2 4年度におけるシステム運用	
経費全体の増加を年間44.6	
億円に抑制する。	
関係する施政 施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋)	
方 針 演 説 等 内 閣 の 重 要 政 策	